

## 藤枝市公衆無線LAN利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、市民及び本市への来訪者が情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るため、本市が公共施設等へ整備した公衆無線LAN（無線LAN（無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムをいう。）によりインターネットへの接続を提供するサービスをいう。以下同じ。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 公衆無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (施設及び日時)

第3条 公衆無線LANを利用することができる施設、施設内及び日時は別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (機器等)

第4条 公衆無線LANに接続するためのパソコン、タブレット、スマートフォン、その他の機器（以下「端末」という。）は、日本の技術基準適合証明等を受けたものを使用しなければならない。

2 端末及び端末に供給する電源は、利用者が用意するものとする。

### (利用条件)

第5条 利用者は、公衆無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

2 公衆無線LANを利用するための本市への申請等は不要とする。ただし、本規約に同意しなければ利用することができない。

3 公衆無線LANの利用料金は、無料とする。

### (禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者、他の利用者若しくは当市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (2) 第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (4) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (5) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) ID及びパスワードを不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用し又は同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本市が不適切であると判断する行為

- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取消することができるものとする。

- (1) 第6条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると市長が判断した場合

(提供の中止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公衆無線LANの提供を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
  - (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
  - (4) その他市長が公衆無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合
- 2 公衆無線LANの提供の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第9条 市長は、公衆無線LANのサービス内容及び利用者が公衆無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、端末へのコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他公衆無線LANに関連して発生した利用者の損害について、本市は、一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 公衆無線LANへの接続に係る端末の設定は、利用者が行うものとする。端末の種類、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、本市は、一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が公衆無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 市長は、公衆無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

本規約は、平成27年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設名	利用場所	利用日時
藤枝市役所本庁	1階ロビー	藤枝市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで
郷土博物館	エントランスホール	開館日の午前9時から午後5時まで
岡部支所	1階ロビー	藤枝市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで
文化センター	1階ロビー	開館日の午前9時から午後9時30分まで
生涯学習センター	1階ロビーほか	開館日の午前9時から午後10時まで
瀬戸谷地区交流センター・ 藤の瀬会館		開館日の午前9時から午後10時まで
青島北地区交流センター		開館日の午前9時から午後10時まで
高洲地区交流センター		開館日の午前9時から午後10時まで
稲葉公民館		開館日の午前9時から午後10時まで
青島南公民館		開館日の午前9時から午後10時まで
大洲公民館		開館日の午前9時から午後10時まで
西益津公民館		開館日の午前9時から午後10時まで
広幡公民館		開館日の午前9時から午後10時まで
葉梨公民館		開館日の午前9時から午後10時まで
岡部公民館		開館日の午前9時から午後10時まで
玉露の里	道の駅	終日